

交付申請書等の書き方のポイント

※助成事業申請に対して、労働局長が助成事業と認めるかどうか決定して「交付決定通知書」を交付しますので、その通知を受け取ってから事業計画の実施に着手してください。

STEP

1

①交付申請書(交付要綱様式第1号)

様式第1号

平成27年 4月15日

岩手労働局長 弓 信幸 殿

住 所 盛岡市盛岡駅西通1丁目9-15

事業場名 株式会社 霞 盛岡店

代表者職氏名 盛岡 太郎 印

年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)
交付申請書

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

1

記

1 申請金額 金 1,000,000 円

2 事業の目的及び内容

盛岡店の最も低い時給を、現在の710円から760円に50円引き上げることとし、平成27年6月1日から適用する。

在庫管理業務等の改善のため、POSシステムを導入する。

3 国庫補助金所要額調書(別紙1)

(添付資料)

- 1 事業実施計画書(別紙2)
- 2 法人登記簿謄本
- 3 納税証明書(消費税及び地方消費税・法人税)
- 4 労働保険料申告書及び納付書(写) (直近2年間)
- 5 全労働者の賃金台帳(写) (申請前6月分)
- 6 全労働者の労働者名簿(写)
- 7 見積書
- 8 誓約書
- 9 振り込みを希望する金融機関名 (任意様式)
- 10 その他必要と認める書類

※申請日

2

POINT

次の2点を必ず記入してください。

- ①年度内に40円(又は60円)以上の賃金引上げをすること
- ②具体的な業務改善計画

1

POINT

次ページに記載してある「国庫補助金所要額調書」の記入見本④の金額と同額になります。

2

3

3

②直近の消費税、法人税(法人の場合)、所得税(個人の場合)に未納がないことを税務署が証明する納税証明書※

③直近2年間の労働保険料申告書および納付書の写し

⑥口座種類、口座番号及び口座名義人がわかる書類(様式任意)

※法人登記簿謄本、公的機関が発行する証明書類は申請前3カ月以内のもの

国庫補助金所要額調書(交付要綱様式第1号別紙1)

国庫補助金所要額調書									
区分	総事業費	収入額	差引額 (A - B)	対象経費 支出予定額	対象経費支 出予定額に 補助率(2 分の1)を 乗じた額	基準額	選定額 (EとFを比較し て少ない方の額)	国庫補助 基本額 (CとDを比較して 少ない方の額)	国庫補助 所要額
	A	B	C	D	E	F	G	H	I
中小企業 最低賃金 引上げ支 援対策費 補助金(業 務改善助 成金)	2,100,500 円	0 円	2,100,500 円	2,100,500 円	1,050,250 円	1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円

- 1 金額は消費税を含んだ額で記入してください。
- 2 試作品のテスト販売の売上げなどが該当します。
- 3 基準額は引上げ額と引上げ対象労働者数により異なります。(100万円～150万円)
- 4 「国庫補助基本額 H」の金額から千円未満を切り捨てた金額を記入してください。

事業実施計画書(交付要綱様式第1号別紙2)

別紙2

事業実施計画書

1 申請企業の規模等	①資本金又は 出資の総額	10,000 千円	②企業全体で常時使 用する労働者の数	83人	
	③本店所在地	東京都千代田区霞が関1-2-2			
2 業務改 善等を行 う事業場	①事業場の名称	株式会社 霞 盛岡店			
	②労働保険番号	03101 999999			
	③所在地	〒020-8522 岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目9-15			
	④電話番号	019-604-3008			
	⑤常時使用する 労働者の数	18人	⑥事業の種類	洋品雑貨小売業	
3 助成事業の概要					
(1) 賃金引上計画					
ア 賃金が時間給等 800円未満の労働者 (事業場内で最も低い 賃金(以下「事業場内 最低賃金」という。)を 含む時間給等800円 未満の賃金の状況)	労働者職氏名	性別	生年月日	採用 年月日	時間給又は時 間換算額
	販売員 厚生 一郎	男	昭和62年7 月1日	平成25年4 月1日	730円
	販売員 労働 花子	女	昭和62年4 月1日	平成26年7 月1日	710円
イ 事業場内最低賃 金を引き上げる計 画	①賃金計算期間 1日～末日				
	②賃金支払日 翌月16日				
	③引上げ年月日 平成27年 6月 1日				
	④引上げ額	氏名	厚生 一郎	引上げ額	40円
		氏名	労働 花子	引上げ額	50円
	

POINT

1 時間給等が800円未満の労働者を全員分を記入してください。(記入欄が不足の場合は別紙に記入してください。)

2 「ア 賃金が時間給等800円未満の労働者」の最も低い労働者の賃金額を40円(または60円)以上の引上げ額としてください。この記入例では販売員 労働花子さんを50円引上げる計画となっています。

**※注1
給与の支払日**

**※注2
申請日から1か月以上
あける**

5 労働能率の増進に効果があることを具体的・定量的に記入してください。

4 賃金規程 (事業場内最低賃金) 第10条 当事業場内における最も低い賃金額は、時間給または時間換算額760円とする。ただし、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第7条に基づく最低賃金の減額の特例許可を受けたものを除く。 2 前項の賃金額には、最低賃金法第4条第3項に定める賃金を算入しない。また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行規則第2条の定めるところによる。 附則 第3条 この規定は、平成27年6月1日から施行する。

4 事業場内最低賃金に関する条文を記入してください。

(2) 業務改善計画	必要性、内容及び実施方法	実施予定時期	費用見込額
Sレジシステムの導入により、商品の愛顧状況、棚卸作業や売り上げ状況の分析に必要となる時間が20%程度短縮される。			
①ソフトウェア		①平成27年〇月〇日	① 420,500円
②POS機器 レシートプリンタ 3台 バーコードスキャナ 6台 ラベルプリンタ 3台 キャッシュドロー 3台 カスタマーディスプレイ 2台		②平成27年〇月〇日	② 1,680,000円
費用見込額合計			2,100,500円

POINT ※注3 前ページの※注2と同じ日付

6 消費税を含んだ額で記入してください。

POINT ※注4 購入物の納品書、領収書が添付できる日付

7 別紙「国庫補助金所要額調書」の「総事業費 A」と一致します。

(3) 労働能率の増進に資する業務改善計画に対する労働者※1の意見
意見を聞いた労働者の職氏名
主任販売員 内丸 陽子
意見
POSレジシステムの導入により、商品の在庫管理に必要となる時間が短縮できると思うので、計画に賛成します。

POINT ※注5 ※注2の1回目の支払い日と※注4より後の日付にしてください

(4) 事業完了予定期日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
4 交付の決定前6月間の解雇等の状況※2
なし

※事業完了とは？
①賃金引き上げ完了 → 第1回目賃金の支払日(記入例では7月16日)
②物品の購入完了 → 領収書の日付
この2つが確実に完了していることが必要です。

業務改善助成金の受給の有無	
有・無	有の場合、受給した年度
有・無	有の場合、助成金の名称
その他 去3年間、岩手労働局から助成金の不支給措置はとられていません。	

1 業務改善の対象業務に従事している労働者から一人選んでください。なお、就業規則の作成又は変更における意見取の対象者は、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者となります(当該事業場の労働者が常時10未満の場合を含む。)
解雇等とは、解雇(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めにすべき事由に基づいて解雇した場合、その旨を記載して下さい。)のほかに、①その者の非違によることなく勤続を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。)に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合